

【フィリピン】新型コロナウイルスの影響による知財庁業務の閉庁について（続報2）

2020年4月20日
ジェットロ・バンコク事務所

4月8日付で、フィリピン知財庁（IPOPIL）は、新型コロナウイルスの影響による知財庁業務を4月30日まで閉庁する旨及び手続期限の延長措置を公表していたところ、4月20日、IPOPILは、回章を公表し、医薬品と医療機器の特許・実用新案出願に対する第三者情報提供期間を延長しない方針を明らかにした。

医薬品と医療機器の特許と実用新案の早期登録と製品普及を狙ったもので、回章によれば、情報提供期間等は以下の通り。

- ・ 4月21日以降に公表された特許出願は、公表日から6か月の情報提供期間が、また実用新案と意匠に関しては、公表日から30日の情報提供期間が適用。
- ・ 3月16日から4月21日までの間に満了日が到来する情報提供期間については、締め切りを5月11日まで延長。
- ・ 4月22日から4月30日までの間に満了日が到来する情報提供期間については、締め切り日を15日間、延長。
- ・ 提出書類の認証に関しては、情報提出時には不要として、IPOPILが通常業務に戻ってから5日以内に提出する運用に変更。
- ・ なお、知財庁閉鎖期間中は、電子メールにより書類を bop@ipophil.gov.ph に提出することも可能。

情報公開日

2020年4月20日

URL等

回章

<https://drive.google.com/file/d/1j8sUxg5t7K5Ml5an42UFDwkukU13Ypaa/view>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が2020年4月現在、独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。